

島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会

第1回会議 議事録

- 1 日 時 令和8年7月31日（金） 13時25分～17時00分
- 2 場 所 島根労働局 専用大会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席3名 定数3名
労働者代表委員 出席3名 定数3名
使用者代表委員 出席3名 定数3名
- 4 主要議題 ○労働基準部長挨拶
○部会長及び部会長代理の選出
○最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について
○関係労働者及び関係使用者の意見聴取について
○最低賃金に関する基礎調査結果について
○島根県最低賃金について

【室 長】 定刻より少し早いのですが、皆様お集まりいただいておりますので、ただいまから島根地方最低賃金審議会島根県最低賃金専門部会第1回会議を開会します。本日の会議は専門部会委員の任命後初めての会議ですので、部会長及び部会長代理が選出されるまで事務局において議事進行させていただきます。

【係 長】 まず配付資料の確認をお願いします。

会議次第が1枚、会議資料としてナンバー1からナンバー4をお配りしていますのでご確認をお願いします。

まず資料ナンバー1が1枚もので、専門部会委員名簿となっております。資料ナンバー2が1枚もので当専門部会の運営規程です。資料ナンバー3は表紙と目次があり1ページから49ページまでの最低賃金に関する基礎調査結果報告書、資料ナンバー4が表紙と目次があり、1ページから24ページまでの最低賃金に関する基礎調査結果報告書参考資料となっております。

また、机上資料として、最低賃金未満率・影響率に係るサンプル数・復元後労働者数1枚物を配布しています。

資料は以上でございますが、よろしいでしょうか。

続きまして委員の出席状況についてご報告します。

本日は委員全員に出席いただいております、最低賃金審議会令で定める定足数を満たしており、本日の会議は有効に成立しますことをご報告します。

なお、専門部会委員のご紹介につきましては、お手元の資料ナンバー1の委員名簿のとおり、令和8年7月30日付けで任命させていただいておりますので、この委員名簿を以てご紹介に代えさせていただきます。

また、本日の会議の公開については本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに掲示した結果、4名の傍聴希望者があり、本日4名の方が傍聴されておりますので報告いたします。傍聴者の皆様方には傍聴に当たっての遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

なお、本会議は公開としておりますが、個人情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合、または率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には島根地方最低賃金審議会島根県最低賃金専門部会運営規程に基づき、部会長判断により、会議を非公開とする場合がありますことをあらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。

会議次第の2番目に移りまして、労働基準部長の河野がご挨拶いたします。

【部長】 労働基準部長の河野でございます。午前中から引き続きよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、島根県最低賃金専門部会委員にご就任いただき、誠にありがとうございます。

先程は、本審において目安の伝達がありましたところですが、専門部会の委員の皆様におかれましても、島根県の諸事情を総合的に勘案いただきまして、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【係長】 それでは、続いて部会長及び部会長代理の選出に移ります。部会長及び部会長代理の選出につきましては最低賃金法第24条第2項、同法第25条第4項により公益委員を代表する委員のうちから委員が選挙することとなっております。

島根に置きましては委員から推薦をいただいているところですが、どなたか推薦をお願いできますでしょうか。

【橋本委員】 それでは私から推薦させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。部会長に藤本委員、部会長代理に松本委員に務めていただきたいと推薦します。

【係 長】 ありがとうございます。

ただいま、橋本委員より部会長に藤本委員、部会長代理に松本委員とのご発言がありましたが、委員の皆様異議はございませんか。

(「ありません。」)

【係 長】 ありがとうございます。それでは、部会長には藤本委員、部会長代理には松本委員が選出されました。

今後の議事進行につきましては、部会長の藤本委員、部会長代理の松本委員よりお願いいたします。

それでは、藤本部会長からご挨拶をいただきまして、以降の会議の進行をお願いします。

【部会長】 部会長となりました藤本でございます。よろしくお願いいたします。

【部会長】 続きまして、会議次第の4番目、最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について事務局から報告してください。

【係 長】 最低賃金審議会令第6条第5項は審議会は、あらかじめ議決するところにより最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる、としており、また最低賃金審議会令第6条第7項では最低賃金専門部会は、その任務を終了した時は審議会の議決により、これを廃止するものとするという規定ですが、これらについては、先般の第446回本審において最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項を適用することが議決されているのでその旨を報告します。

【部会長】 事務局から報告のとおり、審議会令第6条第5項及び第7項については第446回本審で議決されていますのでご承知おきください。

それでは、会議次第の5番目、関係労使の意見聴取について事務局から報告してください。

【室 長】 最低賃金法第25条第6項では、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者、その他の関係者の意見を聴くものとする、そして専門部会運営規程第4条第3項では、専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる、と規定しています。

そこで、当専門部会における参考人からの意見聴取の取り扱いをご審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【部会長】 ただいま、事務局から説明がありました。参考人から意見を聞くかどうか諮りたいと思いますがいかがでしょうか。

【景山委員】 必要の都度、判断して聞けばいいかなというふうに思っております。

【橋本委員】 はい。それで結構です。

【部会長】 わかりました。それでは、参考人の意見聴取が必要とした場合は、その都度に判断するというふうな形でしていきたいと思います。よろしくお願いします。

よって、この専門部会における意見聴取は特に行わない形でしていきたいと思います。

それでは会議次第の6番目です。最低賃金に関する基礎調査結果について事務局から報告をお願いします。

【係 長】 それでは、本年6月1日に実施しました最低賃金に関する基礎調査について説明させていただきます。お配りしておりますこちらの資料ナンバー3と資料ナンバー4をご覧ください。資料ナンバー3については、49ページものの最低賃金に関する基礎調査結果報告書、その後ろに総括表と記載されている7枚の政府統計e-Statに掲載する予定の統計表です。また、資料ナンバー4は26ページもので、最低賃金未満率、影響率などを参考資料としております。それではまず、資料ナンバー3の方をご覧ください。

ページを開けていただいて1ページ目が基礎調査の概要になります。こちらの2のとおり、この調査は、アからクまでの8産業を対象に行っており、本年6月分の賃金の支払見込額を回答いただく調査となっております。基本給の賃金形態について、月給、日給、時間給のいずれかを記入していただき、月給と日給は時給に換算し集計しています。次に2ページの第1表ですが、総務省の令和3年経済センサス活動調査、経済センサスと言いますが、こちらから事業所数と労働者数を産業別規模別に分けて計上しています。こちらの表の網掛け部分の数字が原則として基礎調査の対象となっております。原則といいますのは、規模については、製造業が99人までの規模を対象にしており、それ以外の産業は29人以下の事業所を対象として調査を行っています。この原則の例外としましては、特定最低賃金の適用業種である

百貨店総合スーパーについては、規模30人以上も含めて調査を行っているほか、今年度につきましては、特定最低賃金の新設に係る意向表明がありましたので、この意向表明のあった業種について調査を行う必要があったため、食料品スーパー、ホームセンターについても、30人以上の事業所を対象として調査を行っています。

次に、3ページの第2表につきましては、調査の実施結果となります。上段が調査産業計で、中段の地域別最低賃金適用の産業と、下段の産業別最低賃金適用の産業を合計したものが上段の調査産業計となっています。こちらの表の見方ですが、一番上の行の数字で説明しますと、産業別を含めた全体で調査対象事業所数16,713の事業所のうち1,894の事業所に調査を依頼し、そのうち1,104の事業所から回答があり、回答率は58.3%となっています。回答のあった1,104事業所のうち、廃止・労働者なし・労働者の規模外などを除いた有効件数が1,002件となっています。

参考までに、今年は1,894の事業所に調査を依頼したのに対し、昨年は、1,737事業所に依頼し、1,024の回答があり、前年の回答率が59.0%でしたので、0.7ポイント減となっております。

第2表の左側の調査対象の事業所数、それから労働者数というのは、経済センサスを基に把握した最新の事業所数、労働者数であって、これを母集団と呼んでいます。私どもが使っておりますシステムが指示をした必要数をきちんとすべて集め切って集計すれば、この経済センサスが示した島根県最低賃金適用労働者数の分布をそのまま正しく推定できるとされており、従来よりこの同様の方法で調査を行っています。

次に、4ページ以降に、産業の区分別に、事業所規模別、年齢別、男女別に、それぞれ集計の仕方を変えた3枚の賃金分布表をつけております。

また、その産業区分において、労働者数がどのように分布しているかを表したグラフを1枚つけて、合わせたこの3枚の分布表と1枚のグラフ、これが1セットになりまして、この流れが43ページまで続いています。

めくっていただきながら表の補足説明をいたしますが、例えば、地域最低賃金適用の産業で見ますと、8ページの第6表、島根県最低賃金適用者103,000人となっています。第6表の一番左の合計欄に書いてある数字です。なお、経済センサスの島根県最低賃金適用労働者数は、先ほど3ページの第2表にございまして、こちらの表の中では103,586人となっております。こちらの第6表、8ページの第6表と若干人数が相違していますが、これは調査データがないために復元されなかった産業に係る労働者が除かれているため、相違がある現象を出しているというものです。

9ページと10ページは、この103,000人を男女別、年齢別にそれ

ぞれ集計し直したものです。3枚とも下にあります合計欄の特性値は、全て同数値となっています。このような、3枚の賃金分布表と1枚のグラフが、その後も業種ごとなどに分かれ、43ページまで続いています。皆様の方でもご確認ください。

次に、44ページの第33表をご覧ください。こちらにつきましては、特性値と最低賃金未満労働者数を表した表となります。この表の下半分が島根県最低賃金適用産業の労働者を対象とした分布の特性値となります。右側の欄は最低賃金未満労働者数です。島根県最低賃金適用労働者数に関してご説明すると、1,033円未満の労働者数が、調査結果を経済センサスから算出した103,000人に復元したときに3,488人いることを表しています。地域別最低賃金適用産業の未満率は3.4%で、昨年度が2.1%でしたので、1.3ポイント増となっています。

資料、こちらは付けてございませんが、口頭で参考として申し上げますとこの調査において最低賃金未満労働者の、統計上の操作により復元する前のサンプル数は全サンプル数10,292人のうち、264人でした。男女別では男性100人、女性164人で女性が多く、年齢別では50代までが206人で、60歳以上が58人となっています。

また、規模別では1～9人の小規模事業所が103人、10～29人も103人で、同数で最も多くなっています。業種別では、大分類別では製造業108、卸小売業78、医療福祉38、の順に多く、中分類別では、社会福祉事業27、機械器具小売業25、繊維工業19となっています。

賃金形態別では、月給者が235人、日給17人、時給12人となっています。

最賃未満である月給者の月間所定労働時間数の平均値は170時間、中央値は176時間、これに対して全ての月給者の平均は166時間、中央値が168時間となっています。

第33表については以上でございまして、次に45ページの第34表ですが、これは月平均の賃金額、時間額、1カ月の労働時間数の資料です。47ページの第35表は特性値の一覧です。全産業計、島根県最低賃金適用の産業計、地域別最賃を構成する7つの産業についての賃金分布表が、4ページから43ページまでセットで続いています。この特性値を一覧表化したものが、この第35表となります。

49ページの第36表につきましては、賃金分布表の区分により、構成比等を集計したもので、第37表は一般労働者とパート労働者の比率を出した数値となります。

資料ナンバー3については以上となりますが、49ページの後についてい

ます表が、先ほどもご説明しましたように、政府統計 e - S t a t、インターネット上のサイトですが、こちらに掲載予定の表となっています。

資料ナンバー 4 の参考資料についてご説明をいたします。1 ページ目の参考資料 1 は、基礎調査の設計図にあたるものです。全産業を 40 の産業に分類し、経済センサスの数値をもとに、母集団事業所数と労働者数を集計システムに設定し、調査データを取り込むことで、システムが集計時に用いる還元率を算出いたします。2 ページ目の参考資料には、最低賃金未満者数と未満率を時系列で記載したものです。

前年度と比べ、こちらの下段の一番右の方になっていますが、令和 8 年度の数値を前年度の 7 年度と比べますと、未満率はいずれの規模でも高くなっていますが、特に事業所規模 30 人以上の規模で、調査産業計の未満率が 0.5% から 3.3%。地域別最低賃金適用産業では、0.2% から 4.0% に増加しています。資料ではつけておりませんが、こちらの規模 30 人以上で最低賃金未満となる業種。こちらの業種の割合を見ますと、製造業が 9 割以上となっておりまして、その残りは卸小売業という構成になっています。

3 ページ目の参考資料 3 は、最低賃金引上額、引上率と影響率の関係を示した表です。こちらの表は、すべての調査産業計より集計したものとなります。先ほどの資料ナンバー 3 の報告書では、小数点第 1 位までしか記載していませんが、この参考資料では小数点第 2 位まで記載しています。

また、報告書の資料の賃金分布表は賃金額が 10 円刻みとなっていますが、この参考資料の調査産業計、地域別最低賃金適用産業計は、それぞれ現在の最低賃金額 1,033 円から 1 円刻みでの分布表となっていますので、参考にしていただければと思います。今年は、3 ページから 6 ページに、1 円から 150 円までの引上げ額を表示しています。それから、一番右側の列の未満労働者数のもととなった 1 円刻みのサンプル数については、机上資料としてお配りしておりますので、ご参照ください。

私からの説明は以上でございます。

【部会長】 ただいまの説明について、何かご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは続きまして、会議次第の 7 番目、島根県最低賃金について中央最低賃金審議会の目安の答申、賃金改定状況調査結果、最低賃金に関する基礎調査、これまでに配布された資料、地域の経済情勢、雇用の実情等を踏まえて、島根県最低賃金の方向性や、これからの金額審議の進め方も含めた基本的な考え方などについて、労使委員の皆様からご意見を願います。今年度中の向き合い方というか考え方みたいなものを頂戴いただければと思います。はい、景山委員。

【景山委員】 今年もよろしくお願いいたします。まずは熊本地方であれだけ大きな地震が起きまして、働いている仲間も含め、被災をされた方、あるいはお亡くなりになられた方々にお見舞いを申し上げたいと思っております。

これまで培ってきた、労使の関係性を壊すことなく、より前進させて島根県にふさわしい最低賃金を導いていきたいと思っておりますし、後ほど許されれば、疎明資料なども用いながら、具体的な主張をこの場ではしたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

【橋本委員】 最低賃金の審議をしていくということでございまして、改めてこの最低賃金というのは、憲法に保障された生活を維持するためのセーフティーネットであるということを、皆さんで改めて、まずベースとして認識をして向かっていきたいと考えています。

それから、その検討材料の一つであります諸物価につきましては、昨年と違って、基調として上昇してはいるのですが、落ち着きを見せてきているということ、また、経営側としても、この春の賃上げの状況を考えまして、賃金の引き上げの必要性ということは十分理解し、認識しているということも表明をしておきたいと思います。

ただし、そうやって昨年度の大幅な賃上げ、人手不足に対処するための防衛的な賃上げ、それから政治的な政策に対応したもの、こういったことが重なり、島根県の中小企業の状況というのは非常に厳しくなっており、倒産の件数だけではなくて、廃業した方々の件数、ここも十分に把握をしながら、地域の実情を私どもとして訴えていきたいと考えております。

そういった中で、どういった決着になったとしても、改めて、政府当局へは、その賃上げをしていくための原資をどうやって作っていくんだと、経営努力に対しての支えといいますか、政府、政治としての支え、経営の応援を何とかしてやっていただきたいことを申し添えていきたいというふうにも考えております。

改めて、法定3要素のうちの通常の事業の賃金支払い能力、これもしっかりと重視して議論を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。私の方で少し進行がありますが、ただいま、労働者側、使用者側から基本的な考え方についてお伺いしましたが、この場で金額の提示などはございますでしょうか。

【景山委員】 まだありませんが、先ほど言ったように、少し資料を用いて、共通認識に立てればということで説明を差し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

【部会長】 はい。わかりました。

【景山委員】 資料をお配りしておりますけれども、少し説明をさせていただきたいというふうに思っております。我々の主張をこの疎明資料の中に一旦まとめさせていただいてですね、その審議について考えたいというふうに思っております。

前段は経済状況等々について記載をしておりますので、お読み取りをいただきたいと思います。

中ほどから7月21日に日本成長戦略並びに骨太方針の閣議決定については、午前中の会議の中でもお示しがあったところでありますけれども、我々が重視をしたいのは、政府として、全国平均で1,500円という時期について、少し後ろ倒しになるということについての懸念を示しているところでございます。しかしながら、政府方針としては、この骨太方針の中では努力を継続するとしつつ、30年代前半のできる限り早期に達成ということで、具体的な年数は記載がないものの、そういったことに今落ち着いているというふうに理解をしているところでございます。これをシナリオ考察というふうに書いてありますけれども、年80円の引き上げを続けていきますと、おおよそ2030年頃となりますし、66円の引き上げで31年、50円の引き上げで、33年頃ということで、今日の段階ではできるだけ早期という言葉尻を取れば、このような見通しになっているのではないかと推察するわけでございます。

また、賃金の引き上げにつきましては、2029年度までに日本経済全体で実質賃金が1%程度上昇する状態、この括弧の中の方が分かりやすいですけれども、物価上昇を1%上回る賃上げ、これを日本政府としては、賃上げのノルムとして行きたいというふうに示されておるところでございます。

それから下にまいりまして、島根県のこの最低賃金の審議は、先ほどもわたくし、言葉にさせていただきましたけど、島根県らしい最低賃金を三者で議論をして、これまでも作ってきたということですが、やはり誰に聞いても課題は現在一緒でございまして、人手不足、少子高齢化という波の中で、どうやって島根県経済を守りながら、東京一極集中の中で、格差の是正をしていくかということに課題があるというふうに考えているとこ

ろでございます。

この間、県内の人手不足解消ですとか、先ほど使用者側からもありました、廃業につながるような、人手不足等々も起きておりますので、若者の県外流出に歯止めをかけるというふうなことに一つポイントを置きながら、今回の審議も進めていきたいというふうに思っております。

ここで資料1の東京、大阪、広島との最賃比較というものをご覧になっていただければと思います。島根県最賃と東京、あるいは大阪、広島が、どのような格差の広がりであったかという表になっておりますが、昨年までの審議で、それぞれの都市との格差が縮まっているというグラフになっておりますので、格差の緩和が図られてきたのではないかというふうに、労働者側としては思っておりますし、また感謝を申し上げる次第でございます。

つづいて本冊に戻りますけれども、一番下段の方、1ページの中賃はというところで、ここについては、それぞれのランクで、Aランク54円、B、Cランク56円ということで承ったということが記載されています。2ページに行かせていただいてですね、今日のビデオメッセージにもそのポイントについてお示しになりましたけれども、一段落目のところについては、そういったことをしっかりと我々としても認識をして、審議をしていくべきだろうということの心構えを書かせていただいております。

ここで資料2を見ていただきたいと思います。これはこれまでの間、我々が示してきた、あるいは決めてきた最低賃金の歴史を少し紐解いて確認したいということで作った表になっております。2008年から26年まで、中央最低賃金審議会が示した目安に対して、我々がどれだけ引き上げたかという表になっております。2008年頃はほとんど上がり幅がなかったということで、見てのとおりですけれども、赤字で示しているこの2012年2013年につきましては、全国最低の最低賃金になったということになっています。これを踏まえて、この審議会ではできるだけ早期にDランクの中上位を目指そうという目標を持ちまして現在は使用しておりませんが、島根県独自の指標なども使いながら、この最賃を導いていたという経過になっております。2016年の718円はDランクで2位に、福島県に次いで2位になったという、最低賃金になっています。

それから2017年と2019年は青字で示していますが、この二年だけは、この間、中賃が示した目安と同額だったということになっております。これらを除きますと、2008年から昨年まで常に目安額を少し上回る、そういった金額で決着をしてきたということになります。黄色の2022年から3年間は全国最大の上げ幅を我々としては決めたということ

になっておりますし、昨年の71円というのが島根史上の最大の引き上げ額だったということになっております。ご承知のように、2023年からは格差の是正も踏まえて、同年中旬からはランク制度の見直しがされて、それまで4つのランク区分があったものが3つになり、Dランクだった我々はBランクに移行するという事で現在に至っているということでございます。

次に本冊の方ですが、使用者側からも今回の最賃についてのポイントについて述べられた中身になりますけれども、やはり労働者の賃金、生計費、支払い能力について、しっかり我々としても共通認識を得ながら、確認をして行きたいというふうに思っています。前段は春闘の結果なども表として示しながら、この間の賃上げの状況について見ていただければと思います。

しかしながら、経団連と島根県経営者協会、連合中央と連合島根、それぞれ賃上げ額は非常に高いものがあるというふうに思いますが、やればやるほど額差が出るというのがこの3年間の状況でございまして、より格差が広がったということで、賃上げの二極化が進行しているというふうに理解をしております。

それから、資料3を見ていただければと思います。これは午前中に意見のあったものとも似通っていますけれども、連合がまとめたリビングウェイジということで、単身者が生活するのに必要な賃金を示しているものとなりますけれども、埼玉県を100として、その他の傾斜を持って構成をされているということになっています。それで、これの1枚めくったものを見ていただきますと、全国の表になっておりまして、島根県はBランクの一番下に記載があるとおります。単身者で車を持たない方については、時間給1,150円はないと生活ができないということを示しています。また、ほとんどの場合は、車をお持ちの方がこの県内はもうございすけれども、車所有の場合にはその隣の1,470円というものが必要でありますし、現在の1,033円とは大きな開きがあるということも実態であるというふうに見ていただければというふうに思います。

そして、このリビングウェイジの表、資料3の表紙ですけれども、各県とも、東京にしても島根県にしても、このリビングウェイジで示す最低限の生活を営むための時給と、現在の地賃の間には差があるということを示したグラフとなっているということでございます。

生計費の部分になりますが、資料の3枚目を見ていただきますと、今年は生計費の部分でも、まあ、物価上昇はある程度、止まってはいませんが、上がり幅が少なくなっているという認識の中でも、食料品の値上がりとい

うのは止めどなく続いているということが、中央でも審議をされたところ
です。

各都道府県とも食料品が値上がりをしているという実態を示していま
すし、島根県の状況を見ていただいても、2025年の7月は前年度比7.
3から直近の6月2.3ということで、どんどん食料品が上がっている
ということが示されている表ということでご認識をいただければというふ
うに思っております。昨年の10月から今年の6月までの平均は4.7%
の増ということに記載をしております。

それから、本冊の2ページの下段から、経営者の支払い能力というところ
で、議論をさせていただきたいということで記載を致しております。

様々な要因によって、それぞれの企業が苦しんでいらっしゃる、あるいは
努力をしていらっしゃるということはよくよくわかりますけれども、春
闘にも影響いたします価格転嫁率のランキングでは、現在島根県は1位、
全国で58.6%ということで、非常に真面目に取り組まれているという
実態が島根県の経営者にはあるというふうにも思っております。

ここで資料4を見ていただけますでしょうか。ここでは、資料の4の上
のページについて、エリア別になっておりますけれども、最低賃金と同額
の求人割合の変化ということで、昨年と今年の4月を取って、大きく71
円を島根県は取りましたけれども、その場合にどれぐらいその求人に変化
があったかということの表になっています。17.16が19.05とい
うのが中四国ということになっておりまして、この増加率はプラス1.8
9で、全国を見渡してみると、影響率の非常に低い地域となっているとい
うのが一つございます。また、下は、最低賃金と募集時給の差額変化とい
うことになりますけれども、これも中四国は108円、106円とありま
して、増減がマイナス2ということで、非常に他の地域と比べて、影響率
が小さかったのではないかとということで、必要性がなく、賃金に変化が無
かったのではないかとというふうなことが予測されるということになります。

次に、1枚めくっていただきますと、裏面にパートアルバイトの平均時
給について、厚労省の地域別最低賃金改定状況から引っ張ったデータにな
っておりますけれども、中国地方は右側の三段目ですが、ここに島根県がご
ざいまして、パートアルバイトの平均時給としては、2026年の6月、
直近が1,180円という実績値となっております。1,033円からは
プラス147円ということのデータです。次のページも同じようなデータ
となっておりますけれども、これはアルバイトの平均時給ということで、
これはマイナビから拾ってきたデータになります。島根県の平均値は1,

255円というのが、7月の直近のデータになっておるところでございます。それから、もう一枚めくっていただくと、連合本部がまとめて、パートタイム労働者の時間あたり給与と募集賃金、最低賃金の推移というのを全国的なものを示しておりますが、データの出典については記載のとおりですので、ご確認をいただいて、島根県のところまでめくっていただきたいと思います。島根県のグラフでは、一番下が県最低賃金を示すもので、1,033円と、その上がハローワークのもので、1,123円プラス90円で、その上は民間のみというものになりまして、プラス129円。それから、毎勤パートのところはプラス249円の1,282円で、このデータだけはちょっと古くなりますので、12月時点ということになっております。資料4の方でざっと説明をさせていただきましたけれども、実態値をお示ししましたので、島根県内のそれぞれの企業さんが、ご苦労されながら経営をされている中でも、働かれている方々の賃金は最低賃金を上回る、そういった体力を持ちながら経営をされているのではないでしようかということを申し上げたかったということになっております。

それから、本冊の3ページですが、昨年が続いて、もたらず影響というふうな書き方をさせていただいております。これはその他の資料を用いて、お話をさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、やはり島根県の中にしっかりと働く方々をキープするということで、事業の継承等にもつなげていきたいというのは、我々労働者にとっても同じ思いでありますし、そのためにはやはり賃金というのは、働く人の一つのバロメーターにもつながっているというふうに感じているところでございます。

その他資料のグラフを見ていただきますと、これも午前中、似通ったデータを見られたというふうに思いますけれども、地域別最低賃金額と若者の転入超過率の表になっております。Aランク以外は、最低賃金が低いとは言いませんが、高いところも低いところも、排出がずっと続くということになっている一極集中と言われるグラフになってしまっているということになります。

その次からは島根県の概況ということで、創生計画で使われているものを、我々としてもやっぱり同じデータを使って県内の概況について理解をしたいということで付けさせていただいております。これのまず13ページを見ますと、社会動態の中の年齢別の異動理由ということで、15から24歳の若者の就学、卒業、就職による転出が主な原因だということで記されています。これは傾向的には変わっていないということでございます。2つ目、15ページです。先ほど言った理由で転出した方々になりますが、令和2年は1,535人でしたが、近年は転出超過数が縮小傾向だという

ことで、まあこれについては皆がそれぞれの立場で取り組んできた成果も出ているのではないかということで、少し喜ぶたいというふうに思うデータになっております。次に35ページをご覧ください。高校生の進路ということで、もう限られた二つの高校生にはなっておりますけれども、県外に転出をしても帰ってきてほしい、また、県内に就職する方々の比率、人数を高めていきたいということで、さまざまな取り組みをしておりますけれども、県内の卒業生、10年前と比較して600人が減少する中で、概ね進学が70%、就職が20%というのは、近年変わっていないという傾向値になります。県内の就職率は令和6年に80%を超えましたけれども、やや下がったということで、微減ということになろうかと思います。そして、その下の36ページですが、大学等への進学ということで、県内の高校生、高校を卒業した方々のうち、2,442人が広島、大阪、岡山という順で県外に出ているということになっておりますし、最初に見てもらった資料からも、東京、広島、大阪あたりに人が出ていくという傾向値は、変わっていないというふうに思うところでございます。

そして42ページを前段で、政府目標からすると、この実質賃金の考え方もお話をさせていただいたところですが、この近年、島根県の実質賃金指数というのは、下がり続けているという状況でございまして、異常事態だというふうに労働者としては捉えています。東京や全国の平均値がほぼ並列をしている中で島根のこの実質賃金だけが下がり続けているということから、分析も必要だろうというふうには思いますけれども、より生活がしにくい、働いても楽にならないという実態は示している、そういうデータになっているのではないかというふうに思っているところでございます。

まとめといたしましては、やはり若い世代を中心に、島根で働くこと、あるいは住み、そこでまた子どもを産み育てるような、そういうふうな選択をしていただける、その背中をしっかりと押していける、そういう島根県の最低賃金でありたいと思いますし、そういった審議もさせていただきながら、世間に対してしっかりとメッセージを発信していければというふうに思っております。

今年も、しっかりと使用者側のお話も聞きながら、真摯な議論を展開してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【部会長】 ありがとうございます。ただいま、労働者側の方から疎明資料の説明がありましたけれども、労働者側の方から委員の方々、もしご意見があればしていただきたいと思います。

【久保田委員】 一畑電鉄労働組合の久保田と申します。今年度もよろしくお願ひいたします。私から、近年の手取りと今の生活状況を踏まえた自身の生活、そして前回の事業場視察で伺った意見も含めて述べさせていただきます。まず、個人的な話となってしまいますが、私の職場では毎年数パーセント賃上げがあります。支給額だけを見ると、少しずつ給料が上がっていることが分かります。

しかし、賃金が上がると同時に、税金や社会保険料の引き去りも増えてしまうため、手取りの伸びが小さく、生活が改善したという実感が得られないのが正直なところです。食料品や日用品等の価格高騰に加えて、美容院、クリーニングなどのサービス価格も上昇していますし、手取りの伸びが物価に追いつかず、むしろマイナスになっていると感じています。特にこの一年では、生活改善の実感を得るために、何が改善できるかを考える期間でもありました。保険や携帯の契約の見直し、サブスクの解約、日用品の節約、割引クーポンの確認など恥ずかしながら、どれだけ出費を減らせるかを考える生活を送っています。

サービス関連のお店に通う頻度も減り、生活が圧迫されていると感じ、企業に還元しようという気持ちよりも、なるべく出費を抑えようという思考になってしまうのは、私だけではないかと思います。こうした消費行動の変化は、企業の売り上げにも影響し、地域の消費力にも作用していると思いますし、午前中の意見陳述にもありましたが、地方では一人一人の購買力が地域経済を支えています。賃金が上がらなければ消費が増えず、事業者の売り上げも伸びません。最低賃金の引き上げは、地域経済の循環を支える基盤だと思っています。

個人の生活で見直しが必要な状況の中、事業場視察での意見交換でも、これからライフイベントを迎えた時に、将来の生活が成り立つか不安があるという声がある一方で、前回の最低賃金の引き上げによって、少し余裕ができたという声もあり、最低賃金の改善は、生活の質を守るための重要な支えになっていることを改めて実感しました。しかしながら、物価上昇はすでに生活防衛ラインを超えています。最低賃金が物価に追いつかなければ、生活はどんどん削られてしまいます。

働く人が安心して暮らし、将来を描ける島根県であるために、そして地域経済を持続させるためにも、今年度も審議を重ねながら、現実的で持続可能な最低賃金の設定を目指していければと思います。

私からは以上となります。

【部会長】 ありがとうございます。労働者の方から、ご意見がありました。使用者側の方から、何かご質問などでもいいですし、改めて、使用者の方からご意見などあれば言っていただきたいと思います。

【金井委員】 はい。我々、使用者側でございまして、その中で、私が所属している日本商工会議所の方からの資料でのコメントでございます。中央審の方は中央審としてなんですが、我々経営者、中小小規模事業者を中心とした考え方では、昨年、高い賃上げの動きを最賃の方で労働者に波及させる重要性は非常に理解をしているところでございますが。やはり数字に表される、その小規模事業者を中心とした日本の経営体系と言いますか、そういったものの中で、数字がなかなか出しにくい、無いと言ってもいい状態でございます。その中で、中小小規模事業者の賃上げへの余力、実際の余力がないものでして、数字上は承知をしておるところでございますが、賃上げの余力は非常に乏しいというのが、我々会議所の考え方でございます。

労働供給制約社会においての原資の確保がままならない中で我々中小小規模事業者を中心とした経営者は、賃上げに非常に真摯に取り組んでおるというところは、先ほども連合さんの言葉を借りても、そういうふうに我々もやっているところでございます。

その中で、今年に入ってから春闘の前ぐらいから中東情勢、これを非常に小規模事業者は毎日の生活へ影響を受けていると、先ほどの労働者の皆さんの生活が厳しいということに対しても、この中東情勢は非常に生活にかかる。ナフサと言ってもいいですけども、非常に関係があると。

そして、我々の生活の中で機械を動かすということであるとオイル、これはガソリンという意味ではなく、オイルという様々な潤滑油が非常に枯渇をしており、これが非常に値上がりし、これが表に出て来てない。新聞紙上でナフサばかりなので、ほぼ8割方、一二行書いてあったかなというところで、上手に書いてあると我々は思っているところでございますが、その中で企業は今年度も努力しているというところでございます。

それから、先ほど言いましたとおり、高齢経営者の、その経営者のみならず、島根県自体が高齢先進地でございまして、その中でも策がない状況でございます。そうすると、これはあくまでも私の言葉なのですが、労働生産性とは言いませんが、労働力に非常に問題があるのではないかなと思われる次第であり、これは我々とか労働者とかの問題ではなく、社会の問題、大きく言うと日本の問題であるというふうな認識をしているところでございます。

その中で我々としては、中小・小規模事業者の稼ぐ力をもっと強くして

いくことによって、先ほど言ったとおり、最低賃金を含めしっかりした労働者の生活、まして地域の経済の発展を願っている、また、それを将来的にやっていかなければ、企業の将来が見えていかないということでございます。島根県に帰れば県外流出等々ではございますが、我々からすると、経営の将来が見えない限りは、それに合ったような最賃、賃上げでなければすべて倒れると、また、企業が補助金に頼っているようでは、それはままならないと、たくさんの企業が補助金目当てでは、これは日本国家も労働も、経済も成り立っていないというふうに考えるところでございます。その中で、稼ぐ力を一層加速してやっていきたいとは思いますが、現状、そういった形には、程遠い、我々の努力ではどうにもならない世界情勢および、昨日今日の為替介入があったというふうに報じられていますが、輸出で儲けていたのが赤字になっております。これは直接大企業へ直撃をしております、最大産業である自動車の等々では、生産をやめてしまったんですね、新しいものを出さなかったりというような状況も、これは蛇足でありますけれども、やっている状況でございます。

その中で、島根の地方審議会においては、本当に様々な資料をいただきました。その中で数字は正しいというふうな認識がありますが、ここから、島根における推察の部分が、我々が提示できない部分を、我々がどう公益委員の皆さん、それから労働者の方々に分かっていただけるかということは努力いたしますけれども、そういったところも資料をいただいて、慎重に審議を、それから実りある審議を進めて、島根の発展に考えていければと思っております。それには、金額を両方提示しながら、慎重審議を受ける中で公益委員の皆様へも一つ、意見をお聞きしながら、我々もやっていければという次第でございます。

ちょっと蛇足、脱線の部分はありますが、そういった見解でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

【多野委員】 少しだけ述べさせていただきます。労働者側の方からもいろいろ話がありましたとおり、物価上昇というのは十分理解しております、労働者の生活を支える賃金の確保が必要であるということについては、重々承知しており、人材の確保、定着のために賃上げが必要ということに関しては承知しているところでございます。今回、全国が目安額が出るまでに、例年より少し時間がかかりましたので、この審議会に入る前に例えばということで、うちの会員380数社の実際の状況を1回知りたいなと思い、アンケートを取りました。1週間しかちょっと期間がなかったのですが、返ってきたのは1/4程度でございましたけれども、その中で今回の賃上げ、どの

程度されたというのを伺いましたところ、3%以上というのが60%を占めておりました。

今の厳しい状況の中で、やっぱり人手を確保しないといけないということで、なんとか絞り出して賃上げを各企業さんがされているのだなというところが見えた状況でございます。

ただし、逆にコスト上昇の価格転嫁率を40%以下の会員の皆様は50%程度しかまだできていません、というような回答もいただいております。それは、ナフサ、それから先ほども話がありまして、ほとんどの生産に関わるものが値上がりしている状況であり、今はもう50%以上の負担を各企業が負っているというような状況で、販売価格に転嫁できていない実態があるのではないかとというふうに考えております。

私たちの業界の会員の皆様に対しては、技能を伝承していくというのに期間がかかるというような業界でございますので、賃上げもしつつ、従業員を守りながら技能伝承して企業をつなげていくということは非常に重要な要素というふうに思っております。

ただし、生産性を上げるためには、設備投資やDX投資、そして人材の育成というようなことが重要であることを鑑みたときに、人件費の負担がどんどん先行してしまいますと、その企業を守るため、そして次の人を育てるためというような年収を生み出す力がなくなり、廃業というような選択肢しかないというようなことを選ばざるを得ないということの可能性が生じます。

今回のアンケートの中で、もし例えば50円、今回の最低賃金が上がったときに、どういうことが起きると思いますかっていうことをお尋ねしたときに生産性向上のための設備、それからDX投資を一旦控えるというような回答を出されたところが60%ぐらいありました。

やっぱり人手確保のためにやらざるを得ないとするならば、他のことを諦めていくというような結果が出ておりましたので、今回、最初に申し上げましたとおり、最低賃金を上げるという議論をするということは重々承知しておりますけれども、実態に即したお話を皆様とさせていただいて、島根らしいというのがどういう形で決着できるかはわかりませんが、地元の企業を守っていくというのも、将来的な働き場所を地元の子どもたちに残していくという観点では重要なことではないかなと思っております。

本年も審議を慎重にさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

【橋本委員】 はい、すみません。審議を進めていくにあたって、ちょっと確認をしておきたいことがいくつかあります。

先ほど久保田さんからもおっしゃったように、賃上げをしても、生活としてなんか楽になった感じがしないということですが、経営の方としては、賃上げは一生懸命行っています。それはご理解いただいているかと思いますが、実感としてそれが湧かないっていうのは、先ほどまさにおっしゃった社会保険料とかの控除が非常に大きいということ。所得税はそれほどでもないかも知れませんが、地方税のウエイトは非常に高い。そういったところで、頑張って賃上げしたものが、生活者に直接的な恩恵はあまり及ばない状況があることは、やはりご理解をいただきたい。

それから、消費者物価指数について、食品が今すごく上がっていますというのはわかります。ただ、消費者物価指数全体としては2%そこそこで推移をしている。お財布は一つです。財布の中から食品に出ていく方が多いかもしれないけれども、その他の部分は減ってきているわけだから、全体として2%で収まっているよということをご理解いただきたい。それは、生活者にとって食品の値上がりというのは大きなインパクトがあるというのはわかりますけれども、それをあまり前面に押し出されると、ちょっと辛いなというか、なんか都合のいい数字ばかりじゃないですかというふうに申し上げたいというところがあります。

それから、実質賃金指数が、島根は91%であるというご指摘がございましたけれども、これだと島根の賃上げが非常に遅れているような感があるわけですが、実質賃金指数というのは、ご存知のように賃金の額と消費者物価指数の関係で算出されるものです。つまり、賃上げは全国並みで、Bランクの中で相応にやっているけども、物価がより高かったらこういった数字になるということです。また、賃金指数ですので、最低賃金だけの問題ではないというところがあります。

それから、最後に地域間格差の問題。東京でも島根でも生活するのはだいたい一緒ですよ、というようなお話がございましたが、まさにそのリビングウェッジの数字を見ると、東京の方がたくさんかかっているというのがお示しになっておりますので、そのところは、地域間格差の是正ということ自体が非常に難しいことを言おうとしている。産業構造、都道府県ごとのGDPを比較しても、それはもう歴然とした差があるわけであって、それを東京と同じ賃金に持っていこうというのは、非常にその経営者側としては無理があると主張してあるというふうに思います。

以上です。

【部会長】 今の使用者側の主張というか、ご発言に対して何か質問などございますでしょうか。はい。景山委員。

【景山委員】 特に異論はないですけども、橋本委員が最後におっしゃった地域間格差の課題については、私も一定理解というか、疑問を持っているところなんです。なので、円の価値はどこでも一緒ですけども、地域によってその物価がインフラ的に違うと、車を持っている地域、電車で通勤している地域、通勤時間にどれぐらいかかるというふうなことを金額に直した時には、実質的な賃金が一律で比較できるものが今ございませんので、そこについては我々の立場からいろんなところでそういうことを示してもらえないかということは言っているものの、まだそういう研究機関がないなということで、ちょっと残念に思っているところですが、おっしゃっていたことはよくわかったところでございます。

それから、もう一点、全然違う角度の意見を述べさせていただきますけれども、去年は決まってから、一ヶ月、通常より一ヶ月程度、準備の期間を持つということ合意をして発効日について、ずらさせていただいたという経緯があります。これについては我々間違ったとも思っておりませんし、その時の判断だったというふうに思っておりますが、今年は他県の実況も踏まえて、中賃からはなるべく法定発効に近づけるべく、指導とまでは言っておりませんが、そういった見解も出ておりますので、現段階では、労側としてはなるべく1日も早い時に発効していければということで審議に臨みたいと思っておりますので、またご検討、ご理解を賜ればと思います。

以上です。

【部会長】 先ほど労側の方は金額提示がないということでしたけれども、使用者側からは。

【橋本委員】 はい。本日はありません。

【部会長】 はい、わかりました。それでは今後の進め方ですけども、労側、使側、何かご意見などあればお聞きします。

【景山委員】 今日は時間がございますので、できたら公労・公使会議をさせていただきたいと思います。

【部会長】 それでは、そのような形でしたいと思いますので、一旦、専門部会を休会にさせていただきますと思います。

【係 長】 それでは休会中の控室をこの後ご案内いたします。傍聴人の皆様はご退出をお願いします。

(休 会)

(再 開)

【部会長】 それでは、再開します。最後に次回に向けて労使双方から金額の提示がありましたらお聞きしますが、いかがでしょうか。はい、景山委員。

【景山委員】 労側から今日は疎明資料を以て説明させていただいたところですし、この後は公労・公使会議の中で双方の主張や置かれている立場、環境について深く知りえたところがございます。こちらから申し出ておりますので、金額の提示をして本日は終えたいと思います。

今日説明した中にございましたが、単身者の生計費を以て連合リビングウェイジの単身者車無しの部分が時間額1,150円になっておりますので、現在の最低賃金額から117円引き上げて、1,150円になるよう主張させていただきます。

【部会長】 対して、使用者側の方から何かありますでしょうか。

【橋本委員】 はい、ご提示ありがとうございます。この金額につきまして、我々でまた検討させていただくとともに、我々としての金額については、回次の第2回専門部会において、できるだけ早い段階でお示しできるように我々としても検討してまいります。

よろしくお願いいたします。

【部会長】 それでは、本日これ以上の審議を続けましても進展はないものと思われるので、審議は次回へ持ち越したいと思います。

本日会議次第の8その他として事務局から日程調整などをよろしくお願いいたします。

【係 長】 はい、先ほど確認させていただきましたように、次回、第2回専門部会に

ついて8月3日、午前9時半開催と確認させていただきました。
よろしくお願いいたします。

【部会長】 それでは、以上を持ちまして、島根地方最低賃金審議会第1回島根県最低賃金専門部会を閉会いたします。
ありがとうございました。